

<国土地理院からの回答>

※以下、回答文より抜粋したものを文書に打ち出したものです。

★◎ 『UAV を用いた公共測量の実施に関する質問と解して回答します。

UAV の飛行や写真撮影については、必ずしも測量士が行う必要はありませんが、測量士が現場に立ち会うことを推奨しています。UAV の飛行や写真撮影のみであれば、作業を受注した測量業登録業者の測量士が現場に行き、その測量士の指示に従うという条件の下で、測量業登録していない会社の社員に下請けに出すことはできます。ただし、撮影計画及び精度管理につきましては、測量業登録業者の測量士が関与する必要があります。』

上記、先日国土地理院さんから正式に発表されましたが、さらに

『測量を実施するための費用の全部又は一部を国や地方公共団体が負担・補助している場合は公共測量に該当します。

UAV を用いた測量である「UAV 写真測量」「UAV 写真点群測量」「UAV レーザ測量」は、作業規程の準則で作業内容が規定されています。準則では、第 7 条において測量業者以外の者への発注は禁止されています。』

という回答をいただきました。

詳しくは国土交通省 国土地理院ホームページ等でもご確認ください。

問い合わせ担当

国土交通省 国土地理院

〒305-0811 茨城県つくば市北郷 1 番

<http://www.gsi.go.jp/>
